

つて積極的斡旋に努力したる結果數日に亘る熱心なる斡旋調停に依り争議發生以來一ヶ月振りにて漸く解決したのであるが経過左の通り

- 五月五日 會社側として輸豫ねて斡旋に乘出し福岡市所在おたふくわた會社専務原田平五郎外會社幹部を本署に招致し協議の結果三十名の復職を認め解雇手當五千圓を支給するとの成案を得たるを以て之を争議團代表に示したるも應ぜず、翌六日更に會社側の承認せる左の案を提示し和解懇進したるも遂に妥協ならず
- 一、従業員は要求書を撤回すること
 - 二、會社側は解雇通知を撤回すること
 - 三、今回の争議従業員は會社の都合により解雇若は轉職せしむること

四、島田社長より従業員に對し金一封（六千圓）を出すこと

かくて一時停頓更に悪化せんとしたるも警察當局の熱心なる調停経續に依り漸次解決に近づき十日午後十時より兩者を招致し徹宵和解斡旋に努めたる結果翌十一日午前十一時双方の譲歩にて解決するに至つたが争議團側の惨敗と見られてゐる。

十三、解決條件

- 1、會社は全員解雇通知を取消すこと
- 2、争議團は要求書を撤回すること
- 3、退職者は警察及會社が關係會社其他に斡旋すること
- 4、社長より争議團に對し金一封を贈呈すること

附 則